



(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[教育委員会事務局 健康教育課]

事業名	
15 款 7 項 4 目	
小学校等給食物資購入事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	15-7-4-1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金		市債	一般財源
令和3年度	9,860,735	0		9,860,735			0
補助事業							
単独事業		補助率	%				
令和2年度	9,953,279	0		9,953,279			0
増△減	△ 92,544	0	0	△ 92,544	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	9,027,865	9,637,639	9,989,693
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	8,860,337	9,411,081	9,237,126
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	9,765,282	9,685,988
算 市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁  
(有) (22年7月) ・無

【事業の目的・必要性】

小学校・特別支援学校等の学校給食費について、本市の歳入歳出予算に計上し、適正化を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

対象者 約20万人  
対象額 約100億円  
対象校 351校

小学校 (給食を実施する分校含む)	338校
義務教育学校 (前期・後期は各1校として数える)	3校
特別支援学校	10校

【実績及び今後見込み】

	元年度当初予算	2年度当初予算	3年度当初予算
学校給食物資購入費	9,989,693	9,953,279	9,860,735

【事業費の内訳】

【歳入】 学校給食費負担金  
【歳出】 賄材料費・委託料

【事業スケジュール】

通年 (給食は8月を除く毎月実施)

【事業開始年度】

平成24年度

【根拠法令】

学校給食法  
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律  
横浜市学校給食費の管理に関する条例

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	給食係
	永井 隆	浅井 亮次	四方 千里

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[教育委員会事務局 健康教育課]

事業名
15款 7項 4目
中学校給食物資購入事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
26	3

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	負担金	その他	市債	一般財源
令和3年度	728,970	0	0	672,210	56,760		0
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-
増△減	728,970	0	0	672,210	56,760	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	-	-	-
算 市債+一般財源	-	-	-
決 事業費	-	-	-
算 市債+一般財源	-	-	-

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	757,620	757,620
算 市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁  
有 (令和2年3月) ・無

【事業の目的・必要性】

令和2年3月に決定した「令和3年度以降の中学校昼食の方向性」に基づき、供給体制の確保や衛生管理等の課題が整理されたため、ハマ弁を令和3年度から学校給食上の給食に位置付け、選択制のデリバリー型給食を実施します。□  
デリバリー型中学校給食の実施に伴い、給食費を公会計化し、本市の歳入歳出予算に計上することによって、適正化を図ります。

①令和3年度の中学校給食費

(歳入)

区分	詳細	令和3年度	令和2年度	増減	増減理由
負担金	学校給食費負担金	672,210	-	672,210	中学校給食の実施に伴う給食費の公会計化による歳入
その他	基金繰入金	56,760	-	56,760	
合計		728,970	0	728,970	

(歳出)

区分	詳細	令和3年度	令和2年度	増減	増減理由
委託費	委託料	728,970	-	728,970	中学校給食の実施に伴う給食費の公会計化による歳出(※)
合計		728,970	0	728,970	

※食材は、横浜市の定める基準に基づき、給食費の範囲内で調理委託事業者が調達します。

【事業スケジュール】

通年 (給食は8月を除く毎月実施)

【事業開始年度】

令和3年度  
(中学校昼食推進事業 平成27年度から事業開始)

【根拠法令】

学校給食法、学校給食実施基準  
横浜市学校給食費の管理に関する条例

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	給食係
	片山 哲夫	岡崎 尚範	高田 直也

(教育委員会事務局 - 15-7-4-2)